

生活再建支援策等に関する説明会 議事録

開催日時：令和5年4月11日（火） 午後7時00分から

会 場：熱海市役所第3庁舎第1会議室

※議事録中の「〇〇」は個人の名前や住所に関する発言のため、表記を控えているものです。

■（司会）三枝 健康福祉部長

本日はお忙しい中、また夜間の開催にも関わらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまより、生活再建支援策等に関する説明会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部の三枝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、稻田副市長より開会のご挨拶を申し上げます。

■稻田 副市長

副市長の稻田と申します。よろしくお願ひいたします。本日はお忙しい中、生活再建支援策に関する説明会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

警戒区域解除に向け、警戒区域内の自宅に戻られる皆様には、帰宅前に自宅の補修や修繕、またライフラインの確認作業等を行っていただく必要があります。市といたしましては、これらの帰還のための準備作業を、警戒区域解除前にスタートさせたいというふうに考えていることから、行政代執行による不安定土砂の撤去がまだ完了しておりませんが、この時期に説明会を開催させていただくことといたしました。

本日の説明会では次第にありますように、まず市長から警戒区域解除予定日及び生活再建支援策の概要について説明をさせていただきます。その後、担当課長より市が行う支援策の詳細について説明させていただくとともに、被災者生活再建支援法に基づく加算支援金について、各支援策の申請手続き、スケジュール等について説明をさせていただきます。

また市では、伊豆山警戒区域内への帰還のための準備作業を、警戒区域解除前にスタートさせたいと考えていることから、現時点での警戒区域解除予定日における、ライフライン復旧予定エリアをお示しするとともに、この説明会以降、警戒区域解除日までに、被災者の皆様に行っていただく作業スケジュールについてもお知らせをさせていただきます。ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、4月13日の木曜日の午後2時から、湯河原町防災コミュニティセンターにおきまして2回目の説明会を開催いたしますが、説明内容は本日と同じ内容を予定しておりますのでご承知ください。それではよろしくお願ひいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

次に、本日の説明会の流れにつきましてご案内をさせていただきます。受付けにて、本日の資料をお配りさせていただきました。その中で、生活再建支援策等に関する説明会という次第がございます。こちらをご覧いただきたいと思います。この後は、この次第に沿って順次ご説明をさせていただき、すべての説明が終わりましたらご質問にお答えする時間を設けさせていただきたいと思います。

お時間の目安といたしましては、説明及び質疑応答にそれぞれ 45 分程度、全体で 1 時間 30 分。午後 8 時 30 分頃の閉会を予定しておりますので、円滑な進行にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、報道機関の皆様の取材につきましては、説明会が終了するまで可能となります。被災者の皆様方に十分ご配慮いただきながら、取材活動をしていただきますようお願いいたします。

それでは、これより説明の方に移らせていただきます。初めに、警戒区域解除予定日及び生活再建支援策の概要について、齊藤市長より説明をさせていただきます。

■齊藤 市長

本日は大変お忙しい中、説明会にご出席いただきありがとうございます。現在、災害対策基本法第 63 条の警戒区域が設定される中、被災者の皆様には長期にわたる避難生活で、大変ご苦労またご不便をおかけしているところでございます。

市といたしましては、最優先課題である伊豆山土石流災害からの復旧復興に向けて、1 日も早く、そして 1 人でも多くの被災者の皆様に、住みなれた伊豆山の地へ戻っていただけるよう、全力を挙げて被災地域の社会基盤整備を進めるとともに、生活再建支援策を講じて参ります。

この社会基盤整備と生活再建支援を推進するため、今年の 4 月 1 日から市役所の組織の見直しを行い、観光建設部内に復興に係る社会基盤整備事業の調整を行う復興調整室を設けるとともに、健康福祉部内に被災者支援室を設け、被災者の皆様の生活再建に係る相談窓口を一本化させていただきました。

また、一昨年になります令和 3 年 10 月に開設した伊豆山ささえ逢いセンターでは、生活支援相談員による訪問活動を中心とした、見守りや相談支援を行って参りましたが、今後の警戒区域の解除を踏まえ、伊豆山地域に戻られる方、新たな場所での生活再建をされる方など、それぞれの状況を丁寧に伺いながら、被災者の皆様への支援を引き続き行って参ります。

それでは、災害対策基本法第 63 条の警戒区域の解除予定日について申し上げます。市では、これまで国の直轄工事による新設砂防堰堤の完成と、県の行政代執行による源頭部の不安定土砂の撤去を前提に、今年の夏の終わりまでには警戒区域を解除したいという意向を示して参りましたが、このたび新設砂防堰堤が完成し、また、源頭部の不安定土砂の撤去も 5 月末に予定されていることから、今年の 9 月 1 日を警戒区域の解除予

定日といたします。

警戒区域内の自宅に戻られる皆様は、事前に自宅の補修や修繕、クリーニング等を行っておく必要がございます。また、上下水道、電気、ガス等のライフラインが使用できるかの確認が必要となります。市といたしましては、これらの帰還のための準備作業を警戒区域解除前にスタートする必要があることから、不安定土砂の撤去がまだ完了しておりませんが、この時期に説明会を開催し、解除予定日を公表させていただくこといたしました。なお、今後不安定土砂の撤去が完了いたしましたら、改めて解除日を正式に発表させていただきます。

次に生活再建支援策についてであります。まず1点目といたしまして、生活再建までの住居支援として、災害救助法による支援終了後も住居支援を継続させていただきます。支援する期間は原則、警戒区域解除後3ヶ月までといたします。ただし、警戒区域内の自己所有の自宅に戻られる場合は、ライフライン、道路河川の復旧等、戻れる環境が整うまでといたします。

2点目は引越しにかかる費用として、応急住宅から恒久住宅へ引越しをする際に1世帯30万円を支給いたします。これは恒久住宅が警戒区域内外にかかわらず、市外や県外であっても支給をいたします。

3点目は、引越しにかかる費用の上乗せ支援として、警戒区域内の自己所有の自宅へ戻る被災者の方へ、引越しにかかる費用に100万円を上乗せして支給いたします。

4点目は、住宅再建のための借入れに係る利子助成支援として、警戒区域内に自宅を新築、購入または補修する際に融資を受けた場合、その借入額のうち1,000万円を上限として、その利子分を助成いたします。

5点目は、被災エリアの健全な復興と良好な住環境整備のための支援として、家屋の解体支援を行います。これは公費解体の該当にならない、警戒区域内の無被害を含む家屋を解体する場合に、解体費用の2分の1、上限500万円を助成するものであります。

以上が、市が行う生活再建支援策ですが、支援の内容の詳細につきましては、この後担当職員から説明させていただきます。また、被災者の皆様が今後行っていただく、帰還のための作業スケジュールにつきましても、担当職員から説明をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

ただいま市長より、警戒区域解除予定日及び生活再建支援策の概要について、説明がございました。ご質問等については、すべての説明が終わってから受け付けをさせていただきますので、ご了承ください。

それでは続きまして、生活再建支援策につきまして、長寿介護課より詳細を説明させていただきます。説明の関係上、前面を少し暗くさせていただきます。また、前面にも資料をお示ししております。両方でご覧ください。よろしくお願ひいたします。

■小山 長寿介護課長

皆様こんばんは。熱海市役所、長寿介護課の小山と申します。本日は遅い時間にもかかわらず、大勢の方にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。この4月から、長寿介護課の中に被災者支援室という室が新たに設置をされました。今日はそのご案内も兼ねて、皆様にお知らせをさせていただければと思っております。

資料の方は皆さんお手元の、右上に資料2と書かれたホチキスでとめられた資料の方、お手元にご用意ください。前のスクリーンはそちらの資料を映しておりますので、今どこを見ているかというところを確認しながらご覧いただければと思います。お手元の資料をご覧になって、お話を聞いていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

まず資料右下にページが振ってございます。1ページ目の資料をご覧ください。先ほど齊藤市長の方からお話のあった、熱海市における今回の災害に係る被災者支援策の5つに加え、これまで国の被災者生活再建支援に係る支援金、こちらの方のお手続きも皆さん、お済みになられているかと思いますが、こちらについて再度私の方から順番にお手続きの内容等をご説明させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後にまた被災者支援室のご案内をさせていただきますが、すべてこの支援策のお手続き、ご案内、ご相談、こちらは被災者支援室のほうで職員が皆様お1人お1人にしっかりとお話を伺って、サポートをさせていただきます。今日は制度の概要が主なものになりますので、本当にお1人お1人の状況であるとか、お気持ちであるとか、ご希望など、そういうしたもので再建の仕方が本当にいろんな形があるかと思います。皆さんと一緒に悩みながら、再建の方法を見つけていきながら、ご支援させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

先に申請のスケジュールということで、ちょっとお伝えをさせていただければと思います。今年の4月に室ができまして、受付け等の準備を進めております。先ほどの解除の日が9月1日というところを想定した際に、6月の頭からこちらの支援策のお手続きをしていただけるように、準備を進めて参ります。またこちらのご案内は、改めて個々に皆様にご案内させていただきますので、ご承知いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは2ページ目の資料をご覧ください。はじめに住居支援のご説明になります。今現在、皆様は応急仮設住宅ということで、市営住宅、県営住宅、民間の賃貸住宅、それから自主避難をされていらっしゃる方もおられるかと思います。こちらの方々が、この後、警戒区域の解除が決まった時に、警戒区域のエリアの中にお帰りになられる方、別の場所で再建をされる方いらっしゃるかと思います。そこは本当に皆さん、悩むところかと思います。

こちらにつきましては、対象となる方は今日ご参加をいただいております、応急仮設

住宅等にお住まいの皆様、こちらの皆様について、区域の解除がされた後、最大3ヶ月まで、こちらは先ほど解除と同時に皆様にすぐ戻っていただくということがなかなか厳しい中で、解除前の3ヶ月の間にいろんな準備をしていただく。そのあと解除になって実際に戻っていただけるようになってから、3ヶ月の間に戻っていただく、移っていただくということで、最大3ヶ月までは、ご支援をさせていただくというのがこちらの内容になっております。

ただ、解除と同時にエリアの中に残念ながら戻ることができない。例えば、全壊をされてしまって、そこで家を建て替えたい。そういうような方もおられるかと思います。そういう方は、すぐにはもちろんお宅がないということで、お戻りになることはできません。これは3ヶ月を過ぎてしまっても、お戻りになることが難しいということになりますので、警戒区域の中に戻って再建をしたい方で、戻ることが難しい方、こちらについては、個々に今の応急仮設の住宅のご支援をそのまま続けさせていただきたいというふうに思っております。

皆様、今民間の賃貸住宅であるとか、市営住宅にいらっしゃる方、それぞれいろんな手続きをされていらっしゃるかと思います。ここでいろんな切り換えというタイミングが参りまして、契約書の書き換えなど、いろんなお手続きがある方がおられます。こちらも本当に大変ご面倒をおかけすることにはなりますが、しっかり支援室の方で1件1件サポートをさせていただきますので、こちらは個々の状況に応じて、また改めてご案内をさせていただきたいと思っております。

右側に質問という形で、ちょっと皆様がお聞きになりたいような内容を少し載せさせていただきました。解除後に、今の応急仮設住宅にそのまま継続してお住みになりたい方、そういうことをお考えの方も、中にはいらっしゃるのかなというふうに思っております。その際に、市営住宅、県営住宅にお住まいの方、こちらの方については、今、災害救助法の2年間というところの中で、特例的に市営住宅、県営住宅の方のご案内をさせていただいております。解除の後、そのまま市営住宅、県営住宅にお住まいになりたい方は、市営住宅と県営住宅に入るための入居の要件というのがございます。こちらはまた個別にご案内をさせていただいて、その要件に該当されればそのままお住まいいただくことができますが、所得の要件とかいろんな要件で難しいという方がおられれば、他のところを探していただくという方もおられるかもしれません。これ本当に、個々の状況によって変わって参ります。

あと民間の賃貸住宅に今お住まいの方、こちらの方については、1人1人大家さんが違うと思います。こちらの大家さんとお話をさせていただいて、継続のご意思があるようであれば、継続をするための契約を、被災者支援室の方でご支援させていただきながらお手伝いをさせていただきます。

いずれにしましても、本当に個別の皆様の状況によってお手続きの内容、本当に変わって参ります。これは本当にお1人お1人のお話の中で、考えながら進んでいくことか

と思ひますので、改めて被災者支援室のほうで皆様にご相談ご案内させていただきながら、一歩一歩進めさせていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の資料3ページをご覧ください。こちらは、今お話をさせていただいたものを図にしております。見方は、一番最初の被災をされた時の被災エリアの住宅が自己所有の自宅の方で、生活再建を区域の外、伊豆山のエリアの外で再建される方については、9月1日の解除日までは今の住宅そのままで、その3ヶ月後まで、ご支援を続けさせていただきます。こういう見方になっております。

被災されたときに、アパートや借家にお住まいだった方。その方につきましては、今現在住んでいただいている応急住宅のこちらのご支援、9月1日で終了しますけれども、こちらについては、生活再建の期間としてこちらも3ヶ月まで、ここまでご支援をさせていただきます。

この真ん中の、自己所有のご自宅の方が、区域内で戻りたいけど戻れない、こういう状況の方については、先ほど申しましたように、しっかりとエリアの中に戻って再建ができるまで住宅のご支援をさせていただきます。こちらの方はまた皆様の状況を伺いながら、どういうふうな形でやらせていただくか、というのは個々にご案内させていただきますのでお願いしたいと思います。

続きまして資料の4ページ目をご覧ください。こちらは、引越しにかかる費用のご支援になります。皆様今お住まいの応急住宅から、新たにこれから恒久的にお住まいになられるところへ移られる際に、引越しをしていただくことになります。それにはもちろん費用もかかって参ります。こちらの費用等も含めた中で引越しにかかる費用ということで、1世帯当たり30万円、単身世帯の方で22万5,000円、こちらをご支援させていただきます。

今、申請の内容を精査しておりますけれども、申請の際には転居したことが何かわかるもの、そういうものを確認させていただこうと思っております。質問の①と②をご覧いただきたいと思います。現在応急仮設住宅にお住まいで、そのままそこへ住まわれる、引越しはしないけれども、区域の中に、まだご自宅にお荷物がある方もいらっしゃるかと思います。自宅からその荷物を運び出す作業が9月の解除をもっていろんなものを運んだり、整理をしたい。そういう方がおられると思いますので、そういう場合引越しはしないけれども、この引越しのお金は申請できるんでしょうかという場合、これは申請をしていただけます。本当に生活が変わるという中で、いろんな費用がかかるかと思います。引越し代に限らず、引越しに関わる費用としてお使いいただくことを想定しておりますので、申請をしていただけます。

2番目です。現在2世帯で一つの応急仮設住宅にお住まいの方。再建するときには、別々のところへ再建しようと考えておられる方。こちらは、引越しの支援は2件申請ができるのか、というようなご質問があった場合は、これはそれぞれに引越しをしていただくことに費用もかかりますので、それぞれ申請をしていただけます。

これに限らず、分からなきことがあればまたご質問いただければと思います。

次に、資料の 5 ページ目をご覧ください。引越しの上乗せの支援という言い方をしておりますけれども、これ、どういうようなことを想定しているかということなんですが、この後お話をさせていただく被災者生活再建支援金という国の支援金ですね、こちらのお金の説明をこの後させていただきます。

被災エリアの中にご自宅があつて、長期避難世帯の方で戻りたい方。その方は戻っていただきても、なかなか家の中の状況、クリーニングをしたり、消毒をしたり、もしかしたらちょっとリフォームをしたり、そういうようなことが必要になるかもしれません。そういう方については、先ほどの国の加算支援金というお金が、実は対象にならないということが分かりましたので、これを補填するために、長期避難の方で警戒区域内へ戻る方で、国の加算支援金が出ない方、この方については市の方で支援をさせていただくということで、今 100 万円お示ししております。これもまた該当になる方にはご案内させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の 6 ページをご覧ください。生活再建のための借入れの利子に関する助成になります。こちらは被災者の方で、警戒区域内にご自宅を新築、もしくは購入、または補修、そのような目的で新たに借入れ、融資を受けられる方。このような方については、借入額 1,000 万円を上限といたしますが、そちらの利子分を助成させていただきたいと考えてございます。まだ手続き等についても、今詳細を詰めているところでございますので、もしこのようなことをお考えの方おられましたら、被災者支援室のほうへ、ぜひ一度ご相談いただければと思います。

次に 7 ページですね。家屋の解体支援というところになります。今現在、警戒区域の中の半壊以上の被害に遭った方。こちらについては、ご希望により市の方で公費解体というお手続きを進めさせていただいております。工事が進んでないような状況もございますが、環境センターの方でお手続きをされている方がおられるかと思います。今回、家屋の解体の支援、これに該当する方というのが、公費解体をする方以外で半壊より被害のない方。無被害の方とかですね。そういう方が、今回残念ながらお家には戻らずに、他のところで再建することになったといったとき。エリアの中の前住んでいたお宅にもう戻らない。そうなったときに、その処分をどうしたらいいのかという方で、もし解体をご自分でしていただきたいときに、その解体費用の上限は 500 万円ということで、2 分の 1 を補助させていただきたい、ということの内容になっております。こちらについても、ちょっとこういうことを考えておられるという方がいらっしゃいましたら、被災者支援室のほうへどうぞお気軽にご相談ください。

次に資料の 8 ページをご覧ください。こちらの被災者生活再建支援金は、国の制度で、支援金としてお支払いただいてるものになります。基礎支援金は発災後に全壊など、被害の状況によって、すぐにご申請をいただいたもの。長期避難の認定がされた後に、皆さんお手続きをしていただいたかと思います。こちらのお金が今 100 万円という形で、

すでに皆さんのお手続きがされています。

次に、この後生活を再建していただく際に、加算支援金というお金が国の制度でご用意がされております。全壊の方で例えば、建設・購入をしていただくと 200 万円。他のところ、民間等の賃貸等で再建をされる場合には 50 万円。このような形で、再建方法によって金額が変わってくるというような内容になっております。

ただ先ほど申しましたように、上乗せ支援で 100 万円のお話をさせていただきました。長期避難の方が、ご自宅、被災をされた住家を補修する際のこの補修の 100 万円というのは、今回のこの支援金の中では実際に対象になりません。ですので、ここの部分について市のほうで上乗せという形でご支援をさせていただきたい、というふうに考えております。

もう一つ、皆さんに注意いただきたいのは、例えば全壊の方が賃貸契約を結んでどこかに再建をされる際、市営住宅、県営住宅等の公的なところへ再建される場合には、こちらの賃借による 50 万円の申請はすることができません。あくまでも民間の賃貸住宅に移っていただいたり、契約をしていただいたりしたときに、こちらの加算支援金、ここですね、ここを申請することができます。

大変ややこしいので、自分はどうなのかというようなことがわからなければ、支援室のほうへ、ぜひ聞いていただければと思います。こちらの支援金、前回も基礎支援金をご申請いただいたときに、皆さんにはすぐにお手元にお金の振り込みがなされずに、大変ご不便かけたかと思います。こちらの制度は、市じやなくて県、国のほうでやっていただいている制度になるので、こちらの加算支援金についても、ご申請をいただいてから 1 ヶ月から 2 ヶ月程度、振り込みまでにお時間がかかりますので、ご承知おきいただければと思います。

こちらの支援金のお手続きですが、問い合わせ先を今回、被災者支援室とさせていただきました。この中で、もしかすると加算支援金のお問い合わせを、長寿介護課の長寿支援室の方へ、今までお問い合わせいただいた方がおられたかと思います。これからは、被災者支援室で他の支援策と一緒にご案内をさせていただきますので、一度に一緒にご相談をしていただけるようになります。よろしくお願ひいたします。

お話をさせていただきましたが、大変わかりにくくて、自分はどうなのかと、皆さんすごく悩まれるかと思います。最後に参考フローということで、こちらの表をちょっとご覧いただければと思います。この表の見方になりますが、まず一番左側、10 ページ目の資料で全壊の方、これは被災の住家の状況が全壊の方で、今応急仮設住宅の状況が、市営・県営、民間の賃貸にお住まいになられてるかと思います。この後、ご自分がどういう再建をするかによって、どの支援が該当するかを、簡単にまとめたものになります。

例えば今、市営住宅、県営住宅におられる方がそのまま同じところで再建をする場合。その場合、住居の支援はいつまでなのかというところでいくと、令和 5 年の 11 月までは市の方でご支援をさせていただく。引越しの支援に○となってるんですけど、先ほ

ど申しましたように、引越しはしないけれど、いろんなものを整理したり、いろんなお手間がかかることが想定されますので、引越しのご支援として支援をさせていただきます。

先ほど申しましたが、市営住宅、県営住宅で生活再建をされる方は、加算支援金は支給の対象となりません。では市営住宅、県営住宅の方が民間の賃貸住宅へ、もし移って再建した場合は、住居の支援は同じように令和5年11月までで、その後引越しの支援をさせていただきます。そして先ほど、国の加算支援金の申請をしていただくことができますので、ここが○というふうにさせていただいております。

わかりにくいのが、長期避難世帯の方です。最後のシートをちょっとご覧いただきたいんですけども、今現在、長期避難世帯の認定を受けておられる方が、今、応急仮設住宅、市営住宅、県営住宅、民間の賃貸、それぞれにお住まいになられてるかと思います。その方が、例えば市営住宅、県営住宅の方が、民間の賃貸住宅に移って新たに生活を始めたいというお考え方の方。今の市営住宅、県営住宅の住居支援は11月までです。引越しのご支援はさせていただきます。加算支援金というところに※がついています。赤字で※1というふうに書いています。長期避難世帯の認定を受けている方が、民間の住宅へ移って再建をしたいとお考え方の方については、長期避難世帯の認定の期間内に、契約をしていただいて申請をしていただく必要があります。

先ほどの全壊の方と違うのは、長期避難世帯の方は、長期避難世帯の認定の間にお手続きをしていただく必要があるという違いがあります。全壊の方が民間の賃貸住宅に移る場合は、37ヶ月という猶予期間がございます。長期避難の方については、長期避難の間に契約をしていただいく必要があります。

それから長期避難の方が、例えば今、民間の賃貸住宅におられる方。この方で、解除と同時に区域内のご自宅をお持ちの方が、警戒区域の自分のご自宅へ戻られる場合。この場合、住居の支援、家賃の支援は11月までで、引越しの支援もさせていただきます。

この上乗せ支援、先ほど申しましたとおり、長期避難の方がエリアの中でご自分の住宅を直してお住まいになりたいとき、国の加算支援金は出ませんが、今回、市の支援で上乗せ支援という支援をご案内させていただければと思っています。こちらは本当に戻る時に、リフォームとか先ほど申しましたが、クリーニングとか、いろんなところでいろいろなお金がかかってくるかと思いますので、こちらをご利用いただければと思っております。

この表を今お示しいたしましたが、この表に当てはまらないような方も中にはおられるかもしれません。自分がどのように再建をしたい、どういうふうに地域に戻りたい、この辺のお気持ちを聞かせていただいて、その方の状況で何が該当するのか、そういうことを一緒にご案内させていただければと思っております。

今日は、個別にこの場合はどうかというようなお話をすると、なかなかちょっとお答えが難しい部分がございますので、資料の一番最後に被災者支援室のご案内のチラシをつ

けさせていただきました。この建物の隣の福祉センターというところ、三階に被災者支援室という室を設置いたしました。皆さんにいつ来ていただいてもいいように、職員一同お待ち申し上げておりますので、お気軽にご相談に寄っていただければと思います。

もし事前にご相談したいことが分かっておられたら、お電話をいただければその内容について職員がお調べして、スピーディーに対応ができるようにしたいと思いますので、お電話でご予約をいただければと思います。

この中には、なかなかこちらまで出てくるのが大変だという方もおられるかと思います。ご不自由な方がおられれば、お電話をいただければお家にもお伺いいたしますので、何でもご相談をいただければと思います。

私からのご説明は以上になります。本当に皆さんには、令和3年の7月の発災からお時間がとまっている方、前に進むことができない方、いらっしゃると思います。私達職員がお手伝いできることは、本当に少しかもしれませんが、一生懸命皆さんと一緒に悩んで再建の方法を考えて参りますので、ぜひお声かけていただきたいと思います。また、分からぬことがあります何でもお問い合わせください。よろしくお願ひいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。生活再建支援策について少し説明が長くなりましたが、内容についてもかなりボリュームが多くなっております。また後程ですね、資料の方をご覧いただいて、ご確認いただければと思います。

続きまして、警戒区域解除に伴う地域への帰還について、危機管理課のほうより説明をさせていただきます。

■高久 危機管理監

皆様こんばんは。危機管理監の高久でございます。本日は遅い時間にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私の方はですね、資料3というものとですね、あと地図の図面があるかと思います。そちらを使いましてですね、説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

お手元の方の資料をご覧いただければと思います。まず初めにですけども、先ほど市長から説明がありました、解除予定日とさせていただいている9月1日までにライフラインが復旧する予定の区域について、説明をさせていただきます。こちら、お手元にあります図面でございます。そちらにあります、ライフラインの復旧予定エリア、青色で塗られている部分でございます。こちらにつきましては、9月1日までに上下水道、電気、ガス、電話がすべて復旧する予定となってございます。ただいま解除日に向けて、道路を掘削する等の工事を行っています。一部仮設工事による復旧等も行いますが、ご理解いただきたいと存じます。

ただですね、今後の工事の状況によりまして、復旧するエリアが変わることがございます。その際にはですね、警戒区域の解除を正式にお知らせする際には、改めてそのエリアの明示をさせていただきます。ただいま、少しでも広くなるように作業の方を進めながらやって参りますので、また、ライフラインの復旧エリアを後程、改めて明示させていただく予定でございます。

次にですね、帰還のための作業スケジュールについてご説明させていただきます。こちら資料の3でございます。先ほど市長からも説明がございましたが、帰宅の前に住宅の修繕、クリーニング、ライフラインが使えるか等の作業を行っていただきたいと考えております。そこで帰還に向けてですね、ご自宅の補修等を行うための一時立入というものを5月の中旬からですね、実施したいというふうには考えておりますので、そのご案内でございます。5月の中旬から帰還に向けて、現在の建物の状況を確認するためにですね、建築業者様等とともに警戒区域に入ることができるようになりますので、その際には事前に危機管理課までご連絡をいただければと思います。

また、事前に工事等の打ち合わせを行っていただきまして、実際に修繕等に入るというところは7月の上旬からを予定しております。それまでの間には、中でライフラインの工事をかなり行いますので、なかなかそこの7月前の工事だとご不便をおかけしますので、7月の上旬からということで予定をしてございます。また、修繕等の内容が決まりましたら、工事日やですね、車両、重機の使用等がわかるスケジュールを提出していただきたいと思います。そちらで区域内の復旧作業や、出入りの車両等を調整させていただきまして、皆様の作業が効率よく進めるような手配を考えますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。またこちらに関しまして、ご不明な点ございましたら、危機管理課までご相談をいただければと思います。

あともう1点でございますが、帰還に際しまして、上下水道、電気、ガス、電話などのライフラインが、ご家庭に安全に届いているかの確認をする必要がございます。そのための確認作業が必要となることから、工事等の進捗状況によってですね、立ち会いのご協力をお願ひいたします。こちらは改めて、その際には個別にですねご案内をさせていただきますので、その際はご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

また、警戒区域が解除されるまではですね、区域内の立入には各自ヘルメットが必要となってます。こちらについても、ご自分で持つてないという方に、我々の方で、今の立入と同じようにお貸しいたしますので、ご連絡いただければと思います。

最後に、帰還後についてでございます。河川や道路工事、あとはライフラインの復旧工事は、皆様がお帰りになった後も、9月1日以降も継続して行われております。岸谷本線を多くの工事車両が行き来しまして、従来通りの通行に支障をきたすという場合や、場合によりましては工事箇所の車両の通行止め、振動、騒音など、ご不便、ご不自由をおかけすることがございます。また、民地をお借りして工事を行うということもですね想定をされますので、大変恐縮ではございますが、その点につきましては、ご理解ご協

力を賜りますようお願い申し上げます。今後もですね、今のライフラインの復旧エリアが少しでも早く広がるように、この後も調整をさせていただきながら、また改めまして警戒区域解除の決定をするときにですね、お示しさせていただきます。またその後も随時広がるごとに皆様の方にお示しさせていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。私からの説明は以上となります。

■（司会）三枝 健康福祉部長

それではただいま齊藤市長、また担当の方から生活再建支援策、警戒区域解除に伴う地域の帰還についてということで、ご説明をさせていただきました。ここからは、質疑応答ということで進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、ただいま説明をさせていただいた部分についてのご質問ということで受けたいと思います。お時間もございますし、様々な疑問点あると思います。ご質問のある方はその場で挙手をお願いしたいと思います。私の方から指名をさせていただきますので、近くにいる職員からマイクをお受け取りいただきまして、可能であればお名前を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それではご質問のある方、恐れ入ります。挙手の方お願ひいたします。

■説明会出席者

すいません。ちょっと引越しにかかる費用の支給なんですが、申請に期限っていうのはあるかっていうのが一つと。

もう一つ、引越しにかかる費用の上乗せ支援について、例えば全壊の世帯が家を区域内に建て直したいんだけれども、37ヶ月以内に契約ができなかったときは、上乗せはあるんでしょうか。この二つお願ひします。

■小山 長寿介護課長

はい。今のご質問になります。引越しの、まず申請の期限になります。引越しは今想定されておりますのが11月までの間に、動ける方は動いていただけるというふうに考えてございますので、なるべく早目に申請をいただきたいということですが、期限を特に今決めているわけではありません。この後、戻っていただくのに本当に時間がかかる方もおられますので、そこは皆さんのペースに合わせたいと思っております。

全壊の方、37ヶ月の期間についてです。こちらは国の申請期限が37ヶ月というふうに法律で決まっているというところになります。ただ、戻りたいのに戻れない状況があるということで、市の方から県を通じて期間の延長をお願いすることができますので、市といたしましては、皆様の状況を踏まえた中で、申請期間の延長についてお申し出をして参ることになるかと思いますので、そちらはお手続きをこちらで考えております。

■（司会）三枝 健康福祉部長

他にご質問のある方、挙手をお願いいたします。

■説明会出席者

私は伊豆山の〇〇に住む〇〇でございます。

ちょっと質問内容が変わらんですが、ただいまの説明で市道岸谷本線の工事計画についてのご説明がございませんでした。この件につきましては、去年8月7日の説明会で、道路の拡幅工事は実施すると聞いておりますが、その後どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

それとまた、私の家は今回の災害で半壊となっており、現在緊急保全工事を実施中です。工事終了は6月中旬を予定しておりますが、工事終了するまではぜひ続けていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。そこで、岸谷本線の拡幅工事との関連についてどのようになっているのか。お話をいただければと思いますので、この2点よろしくお願ひします。

■松本 都市整備課長

はい。都市整備課の松本と申します。よろしくお願ひします。

市道岸谷本線の拡幅工事の件ですが、現在、逢初川の拡幅、改修工事とあわせまして、地権者の皆様のところへ用地の取得についての交渉等を進めておるところです。その中で、ある程度まとまったところで、実際の工事の方を進めていかせていただきたいと考えております。現在のところ、用地の取得の方を進めているところでありますので、現場としては道路の拡幅とかその辺については動きがないんですが、市道の方につきましてはそういう状況になっております。

これからですが、皆様に帰還していただく中で、やはり道路等通行できないことには困りますので、応急復旧等、工事の方は進めて参ります。どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

■説明会出席者

岸谷本線の話をしているんだよね。岸谷本線の神社線から岸谷俱楽部のところまで。神社線の仲道からの話。

■松本 都市整備課長

今、仲道入口のバス停から岸谷俱楽部のあたりまでのお話というところであると、一部、建物を建てられたときにセットバックされてる方がおります。そこにつきましては、用地の方が手続きされていないとか、ちょっとまだ拾いきれてないところがあります。これからその辺につきましても、計画していくまして、できるだけ拡幅等進められるよ

うなものを、一応考えてはいるところでございます。

■説明会出席者

計画っていうのはいつできるんですか。

■稻田 副市長

すいません。岸谷本線の拡幅につきましては、従来より皆様も多くの方がご協力いただいて、すでにセットバックしていただいている方も多くいると、いうふうに承知しております。

今日、こういういい機会なので、岸谷本線沿線に住んでいる方にお願いができればと思うんですけども、あそこの沿線のところというのは建物が道路の際まで建っているというよりも、皆さん土地を結構余裕をもっているお宅も多くいるように見受けております。建っている家を取り壊してセットバックしていただくというのは、非常に困難だというふうに思っていて、岸谷本線を拡げたいと思っているんですけども、このタイミングで、そういう取り壊しも含めたセットバックをお願いするというのはいかがなものかと考えています。ただ、建物が道路の際まで建っていないくて、多少お庭とかに余裕がある方で、そういう土地を提供していただくことで、ご協力をいただける方がいればですね、この修復作業の中で、できるだけ岸谷本線を拡幅していきたいというふうに考えています。

今回の復興の工事が主でいろいろと目がいくところですけれども、市といたしましても岸谷本線、広く拡幅できればそれが一番いいというふうに思っております。なにせ急坂で、あのままだと危険を伴いますので、できるだけ広くしたい。そのためには、その沿線に住んでいる地域の皆様のご協力が欠かせませんので、すいません。この機会をお借りして、ご協力をいただければ大変ありがたいと思いますし、市といたしましても拡幅したいというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひします。

■説明会出席者

進めていただければと思いますんで、よろしくお願ひします。

それで、もう一つの質問に対する回答がないんですけども。緊急保全工事で、今家を、復旧作業も入ってるんですけどね。これが6月の中旬に終了するという予定になってるんですよ。その間、この岸谷道路本線がですね。今のような状態で工事が滞っていて6月までに着手できないのか。或いは、着手するとなると、工事用の材料運搬する自動車の手配ですね。これもちょっと滞ると支障が出てくるんじゃないかと。そういうところに、市のほうではどういう対応をしてくれるんですかね。

■高久 危機管理監

はい。すいません危機管理課でございます。緊急保全工事ということでですね、今承っている方がいらっしゃいます。こちらは建物等が、そのままにしておくと危険だとか、ちょっと朽ちてしまうとか、そういうものに関して行っているものです。今回のこの工事によりまして、先ほど説明した通り道路が通行できなくなる場合がございますが、ただいま緊急保全工事ということで承っておりますので、ちょっとその工事のものと調整をさせていただきながら、ご回答させていただきたいと思います。なので、なるべくこちらの方としても、進んでできるようにというところで調整させていただきます。また後程、ご案内させていただきます。

■説明会出席者

はい、わかりました。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。次どうぞ。

■説明会出席者

はい。未来の会の〇〇です。

ライフラインの復旧予定エリア、今図面で見させてもらいまして、この紫色に囲まれてるところは、この後戻れる方々だと思うんですが、ここの紫に囲まれてない方は戻れないということで。警戒区域は解除されるんですが、まだ戻れなくて家の劣化がですね、主屋の劣化が継続されるという懸念は、これからも続く方がいると思います。この問題を解決するために、市役所としてやれることっていうのをちょっと僕、自分で考えてみたんですけど。例えば仮設のライフラインを設置して、その主屋の老朽化を防ぐと。これ多分、今被災してから2年近くたって、この後このエリアじゃない方々は、じゃあいつ戻れるんだっていう話になると思うんです。またあと3年かかるかも知れない。6年かかるかもしれない。いや、その人たちは、仮設住宅は借りていただけるから住むことは大丈夫だと思うんですけども、ただ主屋の劣化だけは防げないと思うんですよね。それは住むところを借りてあるからいいでしょうじゃなくて、主屋は毎日毎日劣化していくので、できればそれのためにですね、仮設のライフラインを裏からでもどこからでも、裸でもいいですからつなげていただいて、その残った方たちの、まだ何年かかるかわからない方たちの家の劣化を防ぐと。そういうことは検討されてますでしょうか。

■高久 危機管理監

はい。ご質問ありがとうございます。ただいまですね、〇〇様からのご指摘、ご意見

がありました通り、先ほど色が塗ってあるところは一応9月1日までに、上下水道、電気、ガス等が一通りそろうものだというふうになっています。それ以外のところについても、一通りではないですが、今そろえるようなことの準備をしておりますし、先ほどおっしゃった通り仮設でも何でもですね、まず何とかして1軒でも多くの方に戻ってもらいたい。またその後にも、道路河川等の工事が後から始まってしまうとまたご不便をかけることもあるかと思いますが、まずは帰れるようにということで、今いろんな算段をしております。ただいまのご意見はですね、こちらも理解してるというか承知しておりますので、また改めて隨時、少しでも多く帰れるように努力して参りますので、ちょっとご理解いただければと思います。

■説明会出席者

それは検討してぜひ実行してください。

あともう一つ。今回の予算がついたんですけども、その被災者に対しては、1億5,000万かな。確かそのくらいだったですね。全体で11億5,000万ぐらいだったうちの1億5,000万かな。その中で、解体費用っていうのがあって4,000万ついてるんですけど、この4,000万は、その解体する方の人数とかは把握されてこういう金額になってるんですかね。お願いします。

■稻田 副市長

市役所の予算取りです。被災の復興ですし、この公費解体に満たないところの解体がいつ始まるかという問題があって、今年度中の予算計上かどうかというところも、なかなか我々としては悩ましいところでした。我々とすると、かなりの職員が毎日のように現場に入ってますので、可能性のある家屋について調査をして、その4,000万がどういうことかというと、上限500万。上限500万ということは解体に1,000万。解体1,000万というのはかなりですね頑丈な建物なので、すべてが上限の500万いくとは思ってないんですが、予算的にはですね、上限500万を8軒分で4,000万を計上したということ。5年度については少なくとも足りるのではないか、という見込みの中で議会でご承認をいただいたと、そういうことでございます。

■説明会出席者

了解しました。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。その他、ご質問の方、挙手お願いします。はい。どうぞ。

■説明会出席者

伊豆山〇〇の〇〇から一つ質問がありますが、長期世帯の場合で現在民間の賃貸を借りる方で、私みたいに再建方法がこの表にはないんですけども、区域内の自宅で自己所有じゃなくて借家っていう、借家の方に戻りたいという、私みたいにそういう方もいらっしゃるかと思うんです。その場合は住居支援、引越し支援等の上乗せ支援等の状況はいかがでしょうか。

■小山 長寿介護課長

はい。先ほどの長期避難の方の上乗せ支援のお話になります。今回、上乗せ支援を対象とさせていただいているのは、区域内の中で自己所有のご自宅の方ということで、今回はご支援させていただくというご案内をさせていただいております。

借家の方については基本、大家さんがご自宅、アパートなり借家を改修をされるのか、されないのか、というところになろうかと思いますので、被災者ご本人様へのご支援というのは、今回は該当にはなっておりません。

■説明会出席者

はい。ありがとうございました。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。他にご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

説明の量も、少しボリュームがありましたので、また先ほど長寿介護課長が申しました被災者支援室のほうにお問い合わせ等、ぜひいただければと思っております。

それでは説明以外の部分で、全体としてご質問ある方がいらっしゃれば、また挙手をお願いしたいと思います。

はい。まず一番後ろの方どうぞ。

■説明会出席者

すいません。伊豆山〇〇の〇〇と申しますが、うちの家に入ってくる道ですね、すべて土石流で破壊されて無いんですけども、その市道からライフラインの改修工事の予定とかも立ってるんでしょうか。どう考へても3ヶ月だと工事間に合わないと思うんですが。よろしくお願いします。

■松本 都市整備課長

はい。先ほどお配りしています、ライフライン復旧予定エリアという図面の中で、着色されているあたりに戻られる方であれば、そこまで行くためぐるっと回らなきゃいけないと思うんですね。そういう方につきましては、一応復旧する予定をしております。

なので、9月1日の警戒区域解除までには道路の復旧はいたします。

■説明会出席者

工事が終わると考えてよろしいでしょうか。

■松本 都市整備課長

はい。あと水道等につきましても、一緒に復旧をしていきます。

■説明会出席者

電気も。

■松本 都市整備課長

はい。

■説明会出席者

わかりました。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。手を挙げていただいている方どうぞ。

■説明会出席者

〇〇です。この被災者支援室が開設されました。開設時間が平日の8時30分から午後5時15分。これ、仕事休めっていうことですかね。

■小山 長寿介護課長

申し訳ございません。市役所の組織の中での設置ということで、このお時間の方をご案内させていただきました。もし夜間のほうにお話を伺いさせていただけるようであれば、お電話等をちょうどいすればお時間で対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。

■説明会出席者

平日のみ、平日の、この日中の働く時間だけしか受け付けないっていうことで、寄り添うと口だけで言ってるのがとてもこう感じ取れますね。ありがとうございます。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。どうぞ。

■説明会出席者

はい。岸谷俱楽部の上の〇〇です。前回市長にお伺いしたときに、市長交際費 6 件のお話で回答まだいただいてないということ。あと、上の盛土のところなんですが、地震で大丈夫かどうかっていうところも、また皆さんに説明していただきたいと思います。

■齊藤 市長

はい。今回の災害、犠牲になられた方への私の弔問についてのご質問でございます。まず、私が今回犠牲になられた方の葬儀、新聞等で我々市役所の方で知りえた方に対して、すべてこちらの方からご遺族の了承を得た上で、弔問をさせていただいております。その件数は 8 件になりますので、我々としてご確認をさせていただいた上で、遺族のご了解をいただいた方について、すべて弔問させていただいております。

■稻田 副市長

続きまして 3 月 19 日の説明会のときに、源頭部の盛土に関する地震の影響というんでしょうか、地震が起きて大丈夫かというようなご質問をいただいた件です。

県の方に確認をして、県の安定計算の中で地震が想定されていないのであれば、想定した中で安定計算をし直して結果を教えて欲しいということで、市からも県の方に改めてお願ひをしたところでございます。その後、県から地震を考慮した安定計算を改めて行ったところ、安定していることが確認された、というようなことで回答いただいたということでございます。よろしくお願ひします。

■説明会出席者

はい。それ、まだ 2 万 m³ の不安定土砂を取った後に、まだ 5 万 7,500 m³ 残っているという、そういう話もありますので、そのところも確認していただいて、地震だけでなく、その前提条件なくして安全なのかどうかっていうのも、確認していただきたいと思います。その前提条件というのが水。土石流が起こる原因というのは水ですよね。それがきちんと点検して、水抜きがきちんとできていないと、また崩れる可能性がある。その 7 万以上のものが崩れる可能性というものがあると思うので、そのところを確認してみてください。

普通の住宅でも、60 年保証とか言っても 10 年ずつ、そのメーカーがきちんと有料で点検しなければそれは保証しないよっていうようなことになっていれば、それは、今は大丈夫かもしれないけども、3 年後 5 年後にどういうふうになるかっていうのがきちんとわからぬと思いますので、お願ひしたいと思います。

あとですね、先ほど市長さんからの私たちに寄り添っていただけるということで、いろんなところができたということなんですが、訟務管理室っていうのができたとい

うことで、裁判のための組織ができたということなんですけども、それは私たちがこういう資料を出してくださいと言ったら、私たちに寄り添ってその資料を出していただけるのかどうか。それとも、私たち裁判やってるものに対して、反証するための組織なのかどうか。それを教えていただき、寄り添うとしても、4人、人がいるということなんですけども、4人いると3,000万円くらいの人事費がかかる。それって何のための組織なのっていうふうに、疑問に思うんですけども。そのところを教えていただきたいと思います。訟務管理室の所掌についてです。

■稻田 副市長

今回ですね、伊豆山の土石流災害に関しての組織として、先ほど市長から紹介した被災者支援室、復興調整室、そして今お話をあった訟務管理室があります。伊豆山土石流災害に係る業務が裁判も含めてですね、非常に多忙であるということは否めないということあります。それを通常の組織の中で業務分担してやることで、通常業務を進めながら、なかなか仕事がうまく前に進めないというようなところもあり、また我々がそういう組織を整理しないことによって、被災者の皆様にもご迷惑かかるところもあるというふうなことを考えまして、それらを整理して、その中の一つが今〇〇さんのおっしゃった、訴訟についての業務をするというところでございます。

その業務をそこで集約してやっているということですので、当然皆さんのお話に今答えられるような形で業務を進めていく、というふうに考えています。お願いします。

■説明会出席者

市の組織を守るために組織じゃなくて、私たちに寄り添っていただける組織ということでおろしいんですよね。それは、市長が訴えられてるところは、その室では市長とはまた別で、市長のことはそこでは扱わないっていうことでもよろしいんでしょうか。

■稻田 副市長

訴訟に関しては、市の訴訟についての訴訟事務というものが、かなり膨大にあると聞いていますので、その処理をやっているということで、今ご質問のあった市長の訴訟の関係とは、一線をちゃんと画しているということでございます。

■説明会出席者

はい。それはもし情報公開すると、今までのようになに隠したり、そういうことはしないんですよね。

笑わないでくださいよ。

■稻田 副市長

すみません。今までのよう隱す、というところがちょっと私もよくわかりませんが、またその辺のご指摘は、真摯に受けとめながら対応していきたいというふうに思います。

■説明会出席者

はい。これからも、私たちに寄り添った事務をしていただきたいと思います。

■説明会出席者

今の○○様からの話で盛土の話ですけども、2万m³は、不安定な土砂は、盛土は撤去されたっていうふうに聞いたんですけど、残りまだ土砂はその盛土は、まだ残ってるかもしれないということですよね。全部撤去するのにあとどのくらい期間がかかるんでしょうか。

■稻田 副市長

今、○○さんの方から2万m³のほかに、約6万m³の土砂が源頭部にあるのではないかという話でした。これについては、この後少しお話を確認させていただいて、市のほうから県の方にも確認してみたいと思います。私の方ではすいません、その6万m³について承知していなかったものですから、改めて県へ確認したいと思っています。

■説明会出席者

市の、我々の伊豆山の住民の安全には生活もかかっておりますんで、その辺の確認、ぜひお願いいたします。

■説明会出席者

すみません。これから市長さんにご本人のことについてお伺いしますので、ぜひ市長さんご本人にお答えいただきたいんですが。

発災当日のお話をさせていただきます。10時28分に住民から119番通報があって、市は土石流の発生をそこで認識しましたよね。そして、伊豆山の復興基本計画の8ページにあるように、10時35分に熱海市災害対策本部が設置されたんだと思います。そのように書いてありましたので。

しかし、熱海市の見解及び対応によれば、市長さんが登庁したのは11時35分。1時間後です。本来対策本部長として陣頭指揮をとらなければならない市長が、どうして1時間登庁しなかったんでしょうか。災害対策本部って災害がすでに起きているか、切迫している状況の時に設置しますよね。そんな危ないときに、なぜ1時間来なかつたんですかね。市長さんそれわかつていながら、なぜ1時間来なかつたんですか。

さらに土石流が伊豆山神社線を越えて、10時55分に大きい崩落がありました。そし

て 11 時 5 分に緊急避難メールが出て、そこから緊急安全確保が出ました。市長さん来たのそれから 30 分も後ですよね。なぜでしょう。何ですぐ来なかつたんですか。公務ではないですよね。普通はすぐ駆けつけませんか。なぜ登庁しなかつたんでしょう。市長さんのご自宅、徒歩で 10 分程度ですよね。そのぐらいで行けるはずなのに、なぜ行かなかつたのか。

亡くなられた 27 名の方のほとんどが、市長さんが自宅でグズグズしているその 1 時間の間に土石流に巻き込まれて亡くなっています。それについて市長さんあなたはどうお考えでしょうか。あなたが自宅にいて、職務を果たさなかつたその時間に 27 人のうちのほとんどが亡くなってるんです。そのことについてぜひ市長さんの気持ちをお聞かせ願いたいです。他の方では答えられないと思います。ぜひご本人にお答えいただきたい。いかがでしょうか。

■齊藤 市長

はい。時系列の細かいものは、ちょっと今手元にありませんけれども、基本的には私が担当課からそういう電話を受けて、自宅から様々な指示をさせていただいております。ですので、その間何もしていけなかつたわけではなく、いろんな指示をこちらからさせていただき、最終的に登庁したのが今おっしゃった時間だということでございます。そのように理解していただければよろしいかと思います。

■説明会出席者

そういうことを聞いているんじゃないですね。自宅から指示した。なぜ自宅から指示したんですか。なぜすぐ駆けつけなかつたのか、それを伺ってるんです。その間に多くの方が亡くなってる。それを聞いてどう思うのか、それを伺ってます。

■齊藤 市長

移動するには時間がかかります。一刻も早くいろいろな判断をし、そこで得た情報で指示をさせていただいた、ということでございます。そのように、そういうような行動を自宅でさせていただきました。

■説明会出席者

ここまで言いたくなかったんですけど、市町村には住民の生命と財産を守らなければいけないっていう責任がありますよね。それで、その守るために市長さんには住民に避難指示を出す権限が与えられてます。避難指示、緊急安全確保、そういうものはみんな市長さんの権限です。言い換えれば、住民を避難させることができたのは、市長さんあなた唯 1 人です。あなた以外の人は避難指示を出すことができなかつたんです。そんな重要な役割を担っている市長さん、自宅から 10 分だったら行きませんか、普通。

総務省消防庁の方から市町村による危機管理の要諦っていうのが出てまして、市町村長が自ら行うべき五つの重要事項というのが書いてありました。

まず一番、駆けつける。一刻も早く駆けつける。2番体制を作る。そして状況を把握して、目標対策について判断する。そして住民に呼びかける。

あなたは何をやりました？駆けつけない。体制は作ったでしょう。状況把握、電話で聞いただけですよね。自分の目と耳で確認したわけではない。住民に呼びかけもしなかつたじゃないですか。緊急安全確保が出ても30分も来なかつたっていうのは、どういうことでしょうか。住民を自らの権限を使って安全に避難させようとか、そういう考えはなかったということでよろしいですか。

■齊藤 市長

住民を守るのは、今おっしゃった通りであります。私の方から、どういう形で最も早く、住民の皆さんができるかということを、自宅の方から、また登庁してからも指示をさせていただいたところでございます。

■説明会出席者

なぜ自宅・・・

■（司会）三枝 健康福祉部長

そろそろ要点を少し絞っていただきたい、お願いします。

■説明会出席者

だから、最初に聞いたことを答えていただければいいんです。なぜ登庁しなかったのかが一つ。もう一つが、あなたが自宅にいる間、27人亡くなつた方のうちほとんどがその時間に命を落としている。その事実を後から知つて、あなたはどのように思うのか。その二つをお答えいただきたい。だけど今までのお答えでは、答えになつてないですね。そんところを伺いたいです。

■齊藤 市長

私が答えたものが答えてございます。自宅で登庁をする前に、そこで得られた情報で、必要な指示をさせていただいたところでございます。また、それに合わせて発災のサイレン等がなされたと、そのように理解をしております。

■説明会出席者

亡くなられた方に対しては、どういうふうに思つているんですか。

■齊藤 市長

はい。今回の災害で、多くの方の命と財産を守れなかったことは、大変このことは重く重くとらえさせていただいております。

■説明会出席者

何で一言申し訳なかったと言えないんですか。遺族の方今日ここにもいらっしゃいますよ。

■説明会出席者

その優柔不断な態度が、避難命令等を出せなかつたということではないんですか。

■（司会）三枝 健康福祉部長

大変申し訳ありません。ご意見はあると存じますが、お時間の方も迫って参りました。また今日の説明会のところの部分の趣旨ということで、ご理解をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

■説明会出席者

だからこういう機会がね、今まで発災から金城館で1回。市長さんが見えたのは5回ぐらいしかない。片手ぐらいしかないんですよ。それで、自分たちの情報を出すときだけその住民を呼ぶ。だから、もっと私たちの声を聞いてもらう、そういう態度が欲しいんです。そうしなければ、伊豆山は10年経っても、岸谷は10年経ってもこのままだと思います。そういうふうに私は思っています。これはまた、次に集まって、私たちの意見を聞く機会を作っていただいたときに、また申し上げたいと思います。

■説明会出席者

最後に一つだけよろしいでしょうか。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。手短かにお願いします。

■説明会出席者

自分が参加した会議っていうのの議事録とかって、あまり読み返すことがないんですが、この間読んでみてびっくりしたんです、こんなこと自分は言ってない。相手はこんなこと答えてない。なぜ変えるんでしょうね。ぜひ今日の会議録は、実際に発言のあったことに沿ってちゃんと会議録をお作りいただきたい。省略したり、変えたり、そういうことはしないで、ちゃんと残していただきたいと思います。以上です。

■ (司会) 三枝 健康福祉部長

はい。ありがとうございます。まだご質問等がある方もおいでだろうとは思います。お時間がですね、一応予定の時間になりました。

今後ですね、先ほど被災者支援室、土曜日、日曜日、夜間はやってないぞ、というご指摘もいただいたんですけれども、市役所の開庁日、開庁時間ということで、その部分は現時点では申し訳ない、というところではございますけれども、今後皆様が手続きをとっていただく、また、ご相談をいただくにあたっては、我々もなるべく皆様に合わせてですね、ご都合をつけさせていただきたいというふうに努力いたしますので、また何なりと、ご意見を被災者支援室のほうにお寄せいただければと思っております。

それでは、長時間にわたりまして、円滑な説明会、ご協力いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、生活再建支援策等に関する説明会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上